

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立精神障害者地域生活支援センター）

## 1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立精神障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

## 2 指定管理者

### (1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

### (2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

### (3) 代表者

会長 白井 彰

## 3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（3 年間）

## 4 選定の経過

平成 17 年 6 月 30 日 第 1 回指定管理者選定検討部会

（業務の範囲、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会を候補者とした理由、評価基準、指定の期間の検討）

7 月 4 日 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会に説明

7 月 14 日 経営診断委託

7 月 19 日 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会の企画・提案書受付

7 月 28 日 施設実地調査

第 2 回指定管理者選定検討部会

（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、評価・採点）

8 月 29 日 練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者候補決定

## 5 選定の理由

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会の企画・提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、地域生活支援センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(評価結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定検討部会では、第2回に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

- (1) 個人情報保護制度、情報公開制度が明文化されており、団体運営の透明性、公正性が確保できること。
- (2) 労働関係法令および団体の各種規程により運用が図られていること。また、理事会は、定期的で開催されていること。
- (3) 区内福祉作業所2か所および地域生活支援センターの運営にあたって実績が十分であり、今後も安定した運営が期待できること。
- (4) 地域生活支援センター職員の資格基準に基づき適正な人員配置がなされており、事業計画なども適正であること。
- (5) 団体の地域拠点であるボランティアコーナーと連携した「出張きらら」や地元商店街の協力による障害者の就労支援を行うなど、独創的な事業を展開していること。
- (6) 日常定期的に職員が安全面の点検や利用者の状況を把握することにより、緊急時の対応等危機管理体制がとられていること。
- (7) 各種事業において十分な実績を残しており、関係機関との連携強化や練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針に対する協力意欲が認められること。
- (8) 苦情解決制度を設置しており、利用者一人ひとりの声を聞き、苦情にも応じやすい環境づくりに力を入れていること。
- (9) 職員は、より高い専門職としての力量を得るために、都立中部総合精神保健福祉センター主催の精神保健福祉専門研修や他団体主催の指導者研修等に積極的に参加していること。

- (10) 一人ひとりの人権が尊重される福祉のまち、ノーマライゼーションが実現される福祉のまち、住民がともに学び、ともに生きる福祉のまちづくりを目指すとの団体理念が明文化され、職員や利用者に周知されていること。
- (11) 区民雇用の促進を図る提案がなされており、また、夕食会の食材などプログラムで使用する消耗品等は、地元商店街で調達していること。
- (12) 町会・商店街との交流を深め、お互いの信頼に基づく良好な関係が築かれており、今後も地域との連携による共同事業を展開することで利用者の社会参加の意欲を高め、かつ地域の活性化に寄与できること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部保健福祉部障害者課事業計画係

担当 小杉 電話 03(3993)1111 内線 7372 F A X 03(5984)1214

指定管理者(社会福祉法人練馬区社会福祉協議会)の評価結果  
(練馬区立精神障害者地域生活支援センター)

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点	3 点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5 点	4 点
<b>4 運営実績</b> (1) 当該施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5 点	5 点
<b>5 効率的運営・効率化への取組み</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10 点	8 点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5 点	4 点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10 点	8 点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案および実績内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案および実績内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10 点	8 点
<b>9 利用者への対応(接遇を含む)</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10 点	8 点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5 点	4 点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5 点	4 点
<b>12 区内事業者・区民雇用の促進</b> (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10 点	8 点
<b>13 地域等との連携</b> (1) 地域(町会・商店街)との連携姿勢および実績の有無 (2) 区内の社会資源との連携体制 (3) 地域活性化への寄与 (4) 実施事業における利用者の社会参加への効果	15 点	15 点
合計	100 点	83 点